

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書  
具現化検討特別委員会調査中間報告書

1 調査事件

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書の具現化について

2 調査目的

庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書 14 頁ウ「まだ実施していない取り組み」、エ「議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なもの」の(ア)議員定数、報酬、政務活動費の導入、(ウ)議会活性化、負担軽減のための対策を具現化するために調査することとした。

3 調査経過

(1) 設置年月日 令和 2 年 9 月 14 日

(2) 調査状況

令和 2 年 9 月 14 日 委員長、副委員長の選任

令和 2 年 11 月 13 日

令和 3 年 1 月 28 日

令和 3 年 3 月 26 日

令和 3 年 4 月 6 日

令和 3 年 4 月 15 日 全員協議会

令和 3 年 4 月 22 日 全員協議会

令和 3 年 4 月 27 日 全員協議会

令和 3 年 5 月 11 日

令和 3 年 5 月 14 日

令和 3 年 5 月 21 日 全員協議会

4 調査概要

[審議経過]

平成 30 年に執行された庄内町議会議員選挙の結果が、山形県初の定数割れになったことを受け、平成 31 年 3 月 5 日に庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会(以下「なり手不足解消特別委員会」という。)を設置し、令和 2 年 6 月 9 日の定例会に調査結果を報告している。

同報告書では、町民 6 人と議員 6 人で協議した庄内町議会議員なり手不足解消検討会議(以下「検討会議」という。)と、同議員からなるなり手不足解消特別委員会が出された意見を、なり手不足を解消するための解決策として提言している。今回その中の「まだ実施していない取り組み」を具現化することを目的として本委員会を設置した。

その後、令和 3 年 3 月定例会で「議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要

なもの」を目的に追加した。

なり手不足解消特別委員会の報告では、定数を4人減の12人。報酬は6万5千円増の月額28万円としたが、定数、月額報酬等については議会の総意としてまとめるために、全員協議会で協議、採決した。

また、採決の結果は議会広報・議会ホームページで氏名公表することを確認した。

なお、各議員から出された意見・理由は以下のとおりである。

(1) まだ実施していない取り組みについて

ア 青少年議会、女性議会の開催について

意見 (ア) 令和3年度は、女性議会を開催すべきである。

理由 ① 女性登用の必要性が再認識されている中、女性議会開催は、町議会議員選挙立候補につながる機会になる。

意見 (イ) 令和3年度は、青少年議会を開催すべきである。

理由 ① 青少年から議会に関心を持ってもらい、将来の候補者を育成することも重要である。

イ 議会政策サポーター制度の導入について

意見 (ア) 議会政策サポーター制度を導入すべきである。

理由 ① 町民から議会に関心を持ってもらい、その意見を町政に反映させることは、町民、町当局、議会にとって有益である。

(2) 議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なものについて

ア 定数について

意見 (ア) 議員定数は11人とすべきである。

理由 ① 先を見据え、なり手不足解消特別委員会の報告書より、更に厳しい選択をすべきであり、1常任委員会の体制にすれば11人の定数も可能である。

意見 (イ) 議員定数は12人とすべきである

理由 ① 町民の委員とともにまとめた、なり手不足解消特別委員会の報告書を尊重すべきである。

② なり手不足解消特別委員会のまとめた報告書にそぐわない結果では、町民の検討会議の委員や報告会に出席し意見をいただいた町民に対し説明できない。

③ 町民の検討委員とともに議論し、報告会で多くの町民から支持された結論は揺るがないはず。その結論を議員だけで検討したら、それより甘い結論に後退したとの印象を町民に与える。

④ 次の選挙を無投票にしないためにも4人は削減すべきである。

意見 (ウ) 議員定数は13人にすべきである。

理由 ① なり手不足解消特別委員会の報告書は尊重したいが、女性や支持基盤の弱い人など、多様な人材が立候補しやすい環境を考えハードルをあまり上げずに、13人にすべきである。

② 常任委員会を2つとすると、その調査のためには1常任委員会6

人は必要と考える。議長は加わらないので定数は 13 人にすべきである。

- 意見理由 (エ) 議員定数は 14 人にすべきである。
- ① 細長い地形と面積の広い町内をカバーすることや町民の声が拾いにくくなること、議会としてのチェック機能を確保するためにも一定の定数は必要である。
  - ② 極端な定数の削減は、新人の当選確率が下がり逆に立候補しづらくなる。
  - ③ 全国の類似自治体の平均からすると 14 人が望ましい。
  - ④ なり手不足解消特別委員会の報告書は尊重したいが、一度に 12 人まで削減しても報酬の増額が伴わない危険性がある。今回は 14 人にし、更に 4 年後に月額報酬増額の交渉をし、その際に 12 人にする二段階にすべきである。
  - ⑤ 県内の市町村の削減率から考えて定数 16 人の本町議会は 2 人削減の 14 人にすべきである。
  - ⑥ 全国町村議会議長会報告書によると、1 常任委員会の人数は 7 人程度必要であり、常任委員会が 2 つある本町議会の定数は 14 人が適正である。
  - ⑦ 定数を減らすのは議会の自殺行為に近い。それでも減らすとしたら、庄内町特別職報酬等審議会(以下「報酬等審議会」という)の答申にあった「定数は 2 人～5 人削減すべき」の中で一番削減数の少ない 14 人にすべきである。

- 意見理由 (オ) 議員定数は現状の 16 人にすべきである。
- ① 常任委員会の所管事務調査を重視する本町議会としては 16 人の議員が必要である。
  - ② 定数を削減すると立候補しづらくなるので 16 人にすべきである。

#### イ 月額報酬について

報酬については、町民の検討委員や報告会に参加していただいた町民から「立候補し責任ある議員活動をするには報酬が低い。増額すべきと思うが、町の財政を考えるとその財源は定数を削減して賄うべきである」との意見をいただいている。

これについては、議会内でも一定の同意を得たことから、定数と月額報酬はセットで採決することとした。

- 意見理由 (ア) 定数を 11 人とし、月額報酬は 31 万円とすべきである。
- ① 議員定数を 11 人にすれば、それだけ議員の責任と負担は重くなる。31 万円でも高くはない。
- 意見理由 (イ) 定数を 12 人とし、月額報酬は 28 万円とすべきである。
- ① なり手不足解消特別委員会の報告書を尊重すべきであり、働き盛りの人に立候補を促すために 28 万円まで増額すべきである。
- 意見理由 (ウ) 定数を 13 人とし、月額報酬は 26 万円とすべきである。
- ① 定数を 13 人とすると、報酬総額を上げなくても 26 万円の月額報

酬まで増額することができる。

- ② コロナ禍において議員 1 人当たりの月額報酬 6 万 5 千円の増額は町民の理解を得ることができない。

意見 (エ) 定数を 14 人とし、月額報酬は 24 万円とすべきである。

理由 ① 先に出された報酬等審議会の答申は非常に重い。この答申を尊重して 24 万円にすべきであり、なり手不足解消特別委員会の報告にある 28 万円については、次の議員定数等調査特別委員会の調査に委ねるべきである。

② 県内町村議会の平均議員報酬からすると 24 万円にすべきである。

③ 町民一人当たりの収入を勘案すると 24 万円とすべきである。

④ 新型コロナウイルスの発生で経済への影響が深刻化している。報酬総額が上がらなくとも、議員一人当たり 6 万 5 千円の月額報酬アップは町民の理解が得られないので 24 万円にすべきである。

意見 (オ) 定数を 16 人とし、月額報酬は 21 万 5 千円とすべきである。

理由 ① 定数を現状維持の 16 人にすべきとしたので、報酬も現状維持の 21 万 5 千円にすべきである。

以上、現状維持の(オ)以外、議員報酬総額は現状より減額になることを確認した。

#### ウ 議長・副議長報酬について

意見 (ア) これまでの議員報酬との差額を加算すべきである。

理由 ① 議員と同じ率で上げるのではなく、これまでの議員報酬との差額と同額を加算すべきである。

#### エ 委員長・副委員長手当について

意見 (ア) 支給すべきである。

理由 ① 正副委員長は、膨大な情報の処理や、常任委員会の準備などで多忙であるため、手当を支給すべきである。

意見 (イ) 支給する必要はない。

理由 ① ほぼ全議員が経験することで自己研鑽の機会になり、他の委員もフォローしている。

#### オ 期末手当について

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① これまでどおり県人事委員会勧告に準ずるべきである。

#### カ 費用弁償について

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① 合併以来、維持してきたことであり変える必要はない。

#### キ 委員会費用

意見 (ア) 現状維持で良い。

理由 ① 政策提言するための調査に必要な費用として、今後とも必要である。

ク 政務活動費について

意見 (ア) 支給すべきである。

理由 ① 自己研鑽のための研修に参加する費用として支給すべきである。  
② 法的に認められた制度であり、支給すべきである。  
③ 月額報酬を24万円に増額しても、今の月額報酬より一人当たり5千円ほど残る。この額を政務活動費として支給すべきである。

意見 (イ) 支給する必要はない。

理由 ① 全国的に用途の不透明性で問題が多い。報酬を増額する結論も出たことから、研鑽が必要であれば自費で参加すべきである。  
② 報酬を増額した上に政務活動費まで支給するのは、金額に関わらず町民の理解を得ることができない。

5 調査結果

(1) まだ実施していない取り組み

令和3年度は、女性議会を実施すると賛成全員で決定。

(2) 議会での議決や、当局との話し合い、調整が必要なものについて

ア 定数と月額報酬について

定数は14人で月額報酬を24万円に賛成多数で決定。

(定数は14人で月額報酬を24万円にすべきが9人、定数は12人で月額報酬を28万円にすべきが5人)

イ 議長・副議長報酬について

議員の月額報酬に、これまでの差額を加算すべきであると賛成全員で決定。

ウ 委員長・副委員長手当について

支給する必要はないと賛成多数で決定。

(支給する必要はないが12人、支給すべきであるが2人)

エ 期末手当について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

オ 費用弁償について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

カ 委員会費用について

現状維持が適正であると賛成全員で決定。

キ 政務活動費

支給する必要はないと賛成多数で決定。

(支給する必要はないが12人、支給すべきであるが2人)

## 6 まとめ

議会の結論として、定数と報酬等を報告するにあたり、本来であれば定数等調査特別委員会を設置して調査することが望ましいが、これまで定数・報酬等に係る報告書を複数まとめ調査を尽くしてきた経緯がある。更なる特別委員会の設置は、町民にとって同様の議論の繰り返しとの印象を与える懸念があることから、新たな委員会は設置せず本特別委員会で調査し報告することとした。

結論を出すにあたり、全員協議会で協議を尽くしたうえで、その結論を尊重し本報告書に反映させた。

なお、全員協議会の前に町長部局と調整した結果、令和4年度の新年度予算編成に反映させるためにも6月定例会に結果を報告する必要があることを確認した。

全員協議会では、審議経過で記載したとおり多くの意見が出された。協議を尽くした結果、定数と月額報酬についての採決は、「定数11人、月額報酬31万円」が1人、「定数12人、月額報酬28万円」が4人、「定数13人、月額報酬26万円」が2人、「定数14人、月額報酬24万円」が6人、「定数16人、月額報酬21万5千円」が1人となった。その後、どれも過半数に達しなかったため上位の2案「定数12人、月額報酬28万円」と「定数14人、月額報酬24万円」で再度採決した結果「定数14人、月額報酬24万円」に賛成多数(9対5)で決定した。なお、それぞれの理由と他の項目の結果については調査結果に記載したとおりである。

今後、まだ調査していない(り)議会活性化、負担軽減のための対策については、令和4年6月定例会までに調査し本報告書として報告する予定である。

## 7 結びに

なり手不足解消特別委員会では、6人の町民と共に調査した検討会議と、多くの町民から参加していただいた報告会での意見をもとに「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会調査報告書」を作成した。しかし、定数と月額報酬についてはその報告書とは異なる結論となった。

全員協議会で出された意見を振り返ると定数については、議会の権能を維持できる範囲でできる限り定数を削減し、その原資で議員報酬を増額させるという、なり手不足解消特別委員会の報告書に沿った考え方と、極端に削減すると逆に立候補しづらくなることや、町民の声を拾い上げにくくなることから一定の定数を維持するという二つの考え方に集約された。

月額報酬については、これまでのなり手不足の調査や町長との意見交換を経て、報酬総額が現状額内であれば議会の判断が尊重される下地ができているとする考え方と、報酬総額が増額しないとしても、議員一人当たりの月額報酬が6万5千円も増額することは、このコロナ禍において町民の理解が得られないとの意見が出された。

いずれも、なり手不足を解消するために自問自答したうえでの思いであり、採決の結果「定数14人、月額報酬24万円」となった。

定数割れとなった平成30年の選挙を受け、今後の議会議員選挙を無投票にしないために、どのようにすることが立候補しやすい環境を整えることになるのか協議を続けてきたが、これで定数等については結論が出された。

なお、この結論は、結果的に平成 30 年に開かれた報酬等審議会の答申書に沿った内容となった。町長部局との意見交換の中では、今後新たな報酬等審議会を立ち上げ、再度答申を得たうえで町長が決断することであった。

協議の中で、先んじて定数を削減し、その後に報酬が増額される担保が取れているのか、平成 25 年の際は報酬を増額してもらうために定数を削減したが、報酬は上がらなかった苦い経験がある。本当に信用できるのかとの問いがあった。なり手不足解消調査特別委員会の報告書が出された直後の新聞報道で、町長は「議員報酬引き上げについて決めるのは町ではなく、町民からなる審議会」としながらも「町の財政に傷を付けなければ、反対しようがない」とコメントしている。

町は、今後開催される報酬等審議会に、本報告書の結論を尊重した諮問をすべきである。